

医療及び介護の体制整備に係る協議の場設置・運営指針

1 目的

医療介護総合確保推進法に基づく、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成 26 年厚生労働省告示第 354 号）に基づき、第 7 次保健医療計画における在宅医療の整備目標（以下、「整備目標」という。）と、第 7 期市町村介護保険事業計画及び長野県高齢者プラン（第 7 期介護保険事業支援計画）における介護サービスの種類ごとの見込み量（以下、「見込み量」という。）の整合性を確保するため、医療及び介護の体制整備に係る協議の場（以下、「協議の場」という。）を設置する。

2 調整を行う区域

二次医療圏単位（老人福祉圏域単位）を原則とする。

3 協議事項

（1）保健医療計画と介護保険事業（支援）計画で対応すべき需要について

2025 年における慢性期機能からの転換分を含めた介護施設・在宅医療等の追加的需要（※）（以下、「追加的需要」という。）について、外来医療・在宅医療・介護サービス（施設サービス、居宅サービス）のいずれで対応するかの調整を行う。

（※）長野県地域医療構想に定めた、在宅医療等の必要量のうち、将来においては、適切な受け皿整備を前提に、病床以外の介護施設・在宅医療等で対応するとしたもの。

（2）県と介護保険者の役割分担について

（1）により調整した追加的需要への対応について、整備目標や見込み量への具体的な反映方法の調整を行う。

（3）目標の達成状況の評価について

次期計画（第 7 次保健医療計画の中間見直しと、第 8 期介護保険事業（支援）計画）の策定の際、両計画の目標・見込み量の達成状況を共有する。

4 設置形態

（1）地域医療構想調整会議などの既存の会議体を活用するなどの柔軟な運用を可能とする。

（2）原則として、介護保険者である市町村・広域連合の医療・介護担当部署、郡市医師会で組織し、地域の実情に応じて、高齢者福祉・医療関係団体などを加えることとする。

（3）保健福祉事務所は、協議の場の事務局を務めるものとする。

5 事前協議

協議の場の開催に先立ち、県保健福祉事務所、介護保険者である市町村・広域連合の医療・介護担当部署間において、調整事項に関する協議を行う。

6 設置期間

平成 29 年 10 月以降とし、常設とする。

7 協議の場の設置・運営に係る保健福祉事務所の主な事務

（1）協議の場の設置要綱の策定

- (2) 郡市医師会・介護保険者等関係団体との調整
- (3) 事前協議及び協議の場の運営（司会・進行及び主に次の内容についての説明）
 - ア 地域医療構想、介護医療院、追加的需要の考え方・推計方法等についての説明
 - イ 追加的需要について、外来医療・在宅医療・介護サービスのいずれで対応するかの原案の説明
 - ウ 保健医療計画及び介護保険事業支援計画における整備目標・見込み量の達成状況についての情報提供
- (4) 協議の場の開催後における介護支援課への調整結果の報告

8 その他

- (1) 保健福祉事務所は、医療推進課及び介護支援課に対し、協議の場における調整及び事前調整を行うために必要な情報提供を求めることができる。
- (2) 保健福祉事務所は、郡市医師会からの参集者の協議の場への出席に必要な報償費・旅費について、協議の上、医療推進課に再配当を求めることができる。
- (3) その他、運用上の疑義が生じた場合は、医療推進課又は介護支援課と協議するものとする。